

桜木霊堂（納骨堂）

ご利用の諸手続きについて

- 使用期間は原則として3年間です。
- 各種お手続きには、桜木霊園の使用者（または使用者になろうとする方）が、桜木霊園管理事務所に来所してください。
- 使用者以外の方がお手続きに来られる場合は、委任状及び代理人の身分証明書（運転免許証・保険証等）が必要です。

新規申込

1 申込者の資格

- ・ 千葉市内に住所を有し、祭祀を主宰する方であること。
- ・ 使用の申込者が、死亡者の配偶者又は2親等以内の血族であること。
- ・ 既に桜木霊堂の使用の許可を受けていないこと。
- ・ 現に遺骨（分骨でないものに限る）を所持していること。

2 桜木霊堂使用料

区分	納骨棚（棚式）		納骨壇（1段式）	
使用料	1年間	1,100円	1年間	2,200円

3 申込方法・必要書類等

1. 電話などで、申込者の住所・氏名・電話番号・希望する区分（【納骨棚(棚式)】か【納骨壇(1壇式)】）をお知らせください。
2. 使用可能になり次第、事務所からご連絡しますので、納骨の日時を調整してください。
3. 納骨日に、次の書類等をお持ちください
 - ① 桜木霊堂（納骨堂）使用許可申請書
 - ② 住民票（世帯全員の本籍・続柄が記載され、納骨日の1か月以内に発行されたもの）
 - ③ 埋火葬許可証、改装許可証又は埋蔵若しくは収蔵を証明する書類
 - ④ 桜木霊堂使用料
 - ⑤ 身分証明書（運転免許証・保険証等）

※ ご注意 ※

代理人による申請の場合、原則として、許可証は使用者へ郵送します。

使用期間更新手続き

- 使用期間の更新を希望する場合は、期間満了日の前日までに手続きをしてください。
- 使用期間は原則として3年間です。

1. 必要書類等

- ① 桜木霊堂（納骨堂）使用許可申請書
- ② 桜木霊堂使用許可証
- ③ 住民票（世帯全員の本籍・続柄が記載され、来所日の1か月以内に発行されたもの）
- ④ 桜木霊堂使用料

2. 桜木霊堂使用料

区分		納骨棚（棚式）		納骨壇（1段式）	
使用料	千葉市民	1年間	1,100円	1年間	2,200円
	使用許可後の 市外転出者		2,080円		4,180円

※ ご注意 ※

- 桜木霊堂使用許可証を紛失した場合
再交付申請書を提出し、手数料300円を納入してください。
- 使用者の住所や氏名が変わり変更届を提出していない場合
住所氏名変更届と以下の書類を提出し、手数料300円を納入してください。
 - ・住所変更
住民票（世帯全員の本籍・続柄が記載され、来所日の1か月以内に発行されたもの）
 - ・氏名変更
戸籍謄本（氏名変更内容が記載され、来所日の6か月以内に発行されたもの）
- 状況に応じてその他にもお手続きが必要な場合がありますので、事前に桜木霊園管理事務所までお問い合わせください。

※諸手続きは、千葉市霊園設置管理条例及び千葉市霊園管理規則等に基づき行うものであるため、疑義が生じた場合は千葉市と協議の上、対応します。

身分証明書（本人確認書類）について

○ 1つの書類で確認する場合

（国又は地方公共団体の機関が発行し、住所が印字、写真が貼付してある書類）

- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- マイナンバーカード（個人番号カード）
- 住民基本台帳カード（写真付き） 等

○ 複数の書類で確認する場合：（イ）＋（イ）又は（イ）＋（ロ） ※（ロ）＋（ロ）は不可

（イ）公的機関が発行した書類

- 健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証
- 国民年金手帳
- 住民基本台帳カード（写真なし） 等
- パスポート

（ロ）その他の書類

- 法人が発行した身分証明書（写真付き）
- シルバーカード（写真付き） 等

＜お問い合わせ先＞

千葉市桜木霊園指定管理者 桜木霊園・平和公園パートナーズ

桜木霊園管理事務所（8時30分～17時00分）

※ 年末年始休務日（12月29日～1月3日）をのぞき、土・日・祝日も受付しています。

住 所 〒265-0066 千葉市若葉区桜木1丁目44番地

電 話 043-231-0110

FAX 043-231-0124

メール info-sakuragireien@seibu-la.co.jp

H P <https://www.seibu-la.co.jp/sakuragi/>